

【屋久島町】新型コロナウイルス感染症発生時の施設対応基準

令和3年4月23日現在

町の警戒レベル 施設の種類		感染者の状況		警戒レベル4以上	警戒レベル3	警戒レベル2以下
				感染者の増加 (クラスターが発生または町内広範囲で感染者を確認)	感染者の散発的発生 (町内で感染者が発生)	感染者なし (感染者発生地域との往来によるリスクの高まり)
町施設 一般的な貸館等施設、社会教育施設(指定管理施設は含まない。)	屋内施設	所管課		<p style="text-align: center;">使用禁止</p> <p>使用禁止期間は、全ての感染者の入院等が完了した日の翌日から3日間</p> <p style="text-align: center;">【例】</p> <p>4月23日 感染者入院等完了確認日 4月24日 施設使用禁止 4月25日 施設使用禁止 4月26日 施設使用禁止 4月27日 通常開館</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>●禁止期間内に新たな感染者が確認されれば、入院等が完了した日の翌日から3日間延長する。</p> </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※施設利用が不要不急の目的でなく、重要な事柄と管理者が認める場合は、使用禁止・中止期間であっても使用を許可するものとするが、この場合、利用者は万全な感染症対策を講じなければならない。</p> <p>※新型コロナウイルスの感染拡大による国・県の自粛要請がある場合は、屋久島町の警戒レベルに関係なく措置の検討を行う。</p> </div>	<p style="text-align: center;">使用中止</p> <p>使用中止期間は、感染者確認日の翌日から3日間</p> <p style="text-align: center;">【例】</p> <p>4月23日 感染者確認日 4月24日 施設使用中止 4月25日 施設使用中止 4月26日 施設使用中止 4月27日 通常開館</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>●中止期間内に新たな感染者が確認されれば、感染確認日の翌日から3日間延長する。</p> </div>	<p style="text-align: center;">通常開館</p> <p>管理者、利用者とも可能な限り感染症対策を行ったうえで開館利用可</p>
	屋外施設	所管課				
	<ul style="list-style-type: none"> ○離島開発総合センター(宮之浦) 宮之浦出張所 ○町総合センター(安房) 安房出張所 ○宮農支援センター(麦生) 産業振興課 ○町体育館(宮之浦・安房) 社会教育課 ○尾之間中央公民館 社会教育課 ○町図書室(宮之浦・尾之間) 社会教育課 ○歴史民俗資料館(宮之浦) 社会教育課 ○各小・中学校開放体育館 社会教育課 ○老人いこいの家(宮之浦) 福祉支援課 ○宮之浦児童館 福祉支援課 					
	<ul style="list-style-type: none"> ○尾之間運動広場 産業振興課 ○陸上競技場(宮之浦・健康の森) 社会教育課 ○町野球場(宮之浦・安房) 社会教育課 ○テニスコート(宮之浦・健康の森) 社会教育課 ○健康の森弓道場 社会教育課 ○健康の森多目的広場 社会教育課 ○町民すこやかふれあいセンター(屋根付ゲートボール場:尾之間) 福祉支援課 					